

平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 経済産業省												
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）													
見直し項目名	株式会社商工組合中央金庫の課税標準の特例措置の廃止													
見直し内容 (概要)	適用期限の延長を要望しない。													
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第6条 ・ 地方税法第72条の12、21、附則第9条11 ・ 株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2 													
増収見込額	+58 百万円 （制度自体の減収額 ▲200 百万円）													
廃止又は縮減の理由	<p>本特例措置は、平成20年10月の商工組合中央金庫の株式会社化以後、軽減割合を段階的に引き上げ、平成24年度をもって廃止すると整理されているところ。</p> <p>現状において、上記既定方針を見直す事由が存在しないことから、平成24年度をもって特例措置を廃止する。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">期 間</th> <th style="text-align: left;">軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年10月～21年3月</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>4/5</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>3/5</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2/5</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1/5</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	軽減割合	平成20年10月～21年3月	9/10	平成21年度	4/5	平成22年度	3/5	平成23年度	2/5	平成24年度	1/5
期 間	軽減割合													
平成20年10月～21年3月	9/10													
平成21年度	4/5													
平成22年度	3/5													
平成23年度	2/5													
平成24年度	1/5													